

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月7日
【事業年度】	第35期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	NECモバイルリング株式会社
【英訳名】	NEC Mobiling, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松尾 義武
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番18号
【電話番号】	045（476）2311（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 庭野 修次
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番18号
【電話番号】	045（476）2311（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 庭野 修次
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出いたしました第35期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)～(5) <略>

(訂正前)

(6) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

(訂正後)

(6) 取締役会への権限移動

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

また、当社は自己株式の取得について、機動的な資本政策を実行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議の定足数を、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上とする旨を定款に定めています。